三調政連ニュース　No.05－05

（発行）令和５年 12 月１日　幹事長　中野　久生

令和６年度政策・予算に関しての要望に対する回答書

令和５年８月２日発出の、自由民主党三重県支部連合会宛「令和６年度国・県の政策・予算に関しての要望」に対しての回答書が届きましたので報告させていただきます。

回答につきましては別紙のとおりです。

令和５年11月30日

友好団体・職域支部 様

自由民主党三重県支部連合会
幹事長　中嶋　年規
自由民主党三重県支部連合会
政調会長　谷川　孝栄
三重県議会自由民主党
代表　津田　健児
三重県議会草莽（自民党籍）
代表　倉本　崇弘

要望事項に対する回答について

平素より、自由民主党の活動にご尽力を賜り心から感謝申し上げます。

７月～９月に行いました自由民主党友好団体・職域支部聴き取り会の要望に対する回答が出揃いましたのでご送付申し上げます。

なお、皆様からいただいた要望のうち、重要課題については自由民主党の政策提言として１２月中に、一見勝之知事に直接提出し、その実現に努力するよう強く求める折衝を行います。

また、各部局に対しましても、今回答後も個別折衝を行い、要望内容が令和５年度予算に反映されるよう努めておりますので、今後とも自由民主党の活動にご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

令和５年度　自民党友好団体等の要望聴き取り会　要望事項への回答

団体名：三重県土地家屋調査士政治連盟　　（担当部局：地域連携・交通部）

要望事項	回答
１．各市町における地籍調査事業の推進と予算・人員の確保について要望します。 各市町においては地籍調査事業が着手されておりますが、国土交通省ホームページによりますと県内の事業進捗率は令和４年度末時点（令和５年６月調査）で10％であります（全国の下から２番目、大阪府と同順位）。過去３年同じ進捗率です。三重県は、全て（29）の市町が全国平均進捗率に未達であり、調査実施中が27市町、休止中が２市町で、進捗率10％未満が17市町です。令和３年度末に比べ、進捗率は横這いであり、成果に直結するのが困難な状況です。４市町が前年より１％進捗しています。 地籍調査事業は、インフラ整備や防災・減災に直結する事業であります。つきましては、事業予算の確保及び地籍調査を専門とする人材の確保についても引き続き要望します。各市町で各別に事情があることと思いますが、起こり得る大規模災害への備えとして、各市町へ県からも御助言いただきますよう要望します。所有者不明土地問題、境	地籍調査は、土地境界をめぐるトラブルの未然防止や土地の有効活用、公共事業の効率化、災害復旧の迅速化など、様々な効果が期待される大切な事業であり、県としても、全ての市町で地籍調査が推進されるよう、説明会・研修会の開催や個別の働きかけなど、市町の取組への支援を行っているところです。 国においては、インフラ整備や防災・減災対策等の観点から、より必要性・緊急性の高い地域における地籍調査を重点的に支援し、効果的に地籍調査を推進することとしています。 県においても、南海トラフ地震等の大規模災害が想定される沿岸地域や土砂災害警戒区域、国直轄事業の予定地など、優先度が高いと考えられる地区での地籍調査の推進に注力しています。 なお、令和５年度当初予算額（令和４年度２月補正予算含む）は、前年度当初予算額（令和３年度２月補正予算含む）と比べ27％の増となっており、予算の確保に努めています。 また、国に対して行う提言・提案活動をはじめ、県内市町で構成する三重県国土調査推進協議会が行う国への要望などを通じて、地籍調査を一層促進するため、地籍整備推進調査費補助金の補助対象地域の拡大や市町事業に対する予算額の確保が図られるよう、要望活動に積極的に取り組んでいるところです。 国に対して、市町と連携し、地籍調査の推進に向けた要望活動に取り組むとともに、引き続き、予算額の確保に努めてまいります。 また、県として、南海トラフ地震等の大規模災害時に備えた復旧・復興対策の推進や、インフラ整備の円滑化など、優先度が高いと考えられる地区に注力するとともに、新たな制度や技術の導入、既存資料の活用などにより、市町と連携しながら、更なる効率化に取り組み、地籍調査の進捗を図っていきます。

界立会での筆界未定問題、測量から登記処理に至るまでの期間が掛かりすぎる問題等内包する事業ですが、表示登記の専門家たる土地家屋調査士の活用を要望します。	なお、市町が地籍調査関係で外部委託する手法等については、各市町の判断による契約となりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

令和５年度　自民党友好団体等の要望聴き取り会　要望事項への回答

団体名：三重県土地家屋調査士政治連盟　　（担当部局：地域連携・交通部）

要望事項	回答
２．相続登記の義務化の推進及び所有者不明土地の解消にかかる積極的施策の検討について要望します。 令和６年度より相続登記の義務化が施行され、長期相続登記未了土地の解消が推進される一助となると思われます。国民各位への周知徹底も必要であります。表題部所有者不明土地の解消に向け、法務局が主体となり所有者等探索委員を指定し、取り組んでいますが全国で約200万筆にも及ぶ土地の問題解消には相当の労力・期間を要すると推定されます。関係部局職員等十分な人員配置と予算措置が講じられることを要望します。	所有者不明土地は、土地の所有者の探索に多大な時間と費用が必要となり、公共事業や復旧が円滑に進まず、民間取引や土地の利活用の阻害要因となったり、土地が管理されず放置され、隣接する土地への悪影響が発生するなど、様々な問題が生じています。 今後、高齢化の進展による死亡者数の増加等により、ますます深刻化する恐れがあり、その解決は喫緊の課題とされています。 国においては、様々な法令の整備に加えて、所有者不明土地等に関する対策を総合的かつ計画的に実施する地方公共団体等を支援するため、新たに市町による所有者不明土地対策計画の策定や所有者不明土地対策協議会の設置を可能にするなどの仕組みづくりを行っています。 また、新たな仕組みを活用して所有者不明土地対策に取り組む市町等のための所有者不明土地等対策事業費補助金を設けています。 本県では、県ホームページに所有者不明土地問題に関するページを設けるとともに、各県庁舎にパンフレットを配架するなど広く県民に周知を図り、あわせて中部地区土地政策推進連携協議会（事務局：中部地方整備局用地部）が開催する講演会等を通じて情報収集をしています。 県としては、引き続き、所有者不明土地対策に向けた国の動きなどの情報収集に努め、市町への情報共有を図っていきます。 まずは、市町が参加しやすいように、中部地区土地政策推進連携協議会へ県内での研修会の開催を働きかけるなど、国と連携して市町に対して制度の周知を図るとともに、所有者不明土地対策計画の策定や所有者不明土地対策協議会の設置などを働きかけていきます。

令和５年度　自民党友好団体等の要望聴き取り会　要望事項への回答

団体名：三重県土地家屋調査士政治連盟　　（担当部局：県土整備部）

要望事項	回答
３、空家等対策の積極的な事業推進を要望します。 令和５年度内閣府骨太の方針に、空き家対策について、災害対策上の重要性も踏まえ、改正法等により、空き家の発生抑制や利活用、適切な管理、除却等の総合的な取組を進めるとの文言が記載されました。また、衆議院及び参議院の国土交通委員会において空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議に、空家等の発生及び増加の抑制のための対策を講じ、地方公共団体にその対策を促すこと。また、空家等の活用等を促進するため、筆界又は境界の確定に関する所有者及び市町村への支援を行うこと。との決議がなされました。筆界や境界確定の専門家たる土地家屋調査士を是非御活用いただきたく思います。	令和５年６月に公布された空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正では、空き家の「活用拡大」、「管理の確保」、「特定空家の除却等」の３本柱で対応を強化するとされており、市町による空家等活用促進区域や空家等管理活用支援法人の指定制度が創設されます。 今後、これらの制度の運用が開始し、空き家の活用に係る取組が進むと期待されています。県としましても、市町を支援するとともに空き家対策セミナー等の機会も利用し、空き家の所有者等に早期の活用を呼び掛けていきたいと思いますので、所有者等からの筆界や境界確定に係る相談に関しまして、貴団体からも専門的なご助言をお願いいたします。

令和５年度　自民党友好団体等の要望聴き取り会　要望事項への回答

団体名：三重県土地家屋調査士政治連盟　　（担当部局：県土整備部）

要望事項	回答
４．継続要望として以下のとおり要望します。 ｉ　狭あい道路解消にむけて各市町への働きかけのお願い 道路幅員が４メートル未満の狭あい道路につきまして、令和３年度現在で、１３の市町で、安全と利便性を備えたまちづくりを推進するため順次実施されております。（三重県ホームページより） 建築基準法第４２条第２項を拠り所に進められていますが、拡幅された部分の帰属や管理に関する基準が各自治体に委ねられているため、取扱いが各自治体ごとに異なる部分があります。結果、国土交通省の狭隘道路解消事例集によると、後退用地が自治体に寄付されている事例はわずか３０％に過ぎないという状況です。狭あい道路解消に特化した財源の確保と後退用地に関する統一的な制度、基準の策定を要望します。	狭あい道路の解消による安全な住宅市街地の形成や、建築確認・不動産取引時のトラブル防止による建築活動の円滑化を図るため、国土交通省の補助事業として、平成21年度に「狭あい道路整備等促進事業」が創設されました。この事業では、狭あい道路の拡幅整備のために必要な道路の測量、調査、設計、分筆、登記、用地の取得、築造、舗装などが補助対象となっています。 県では建築基準法に基づき、建築時の道路後退にかかる指導を行うとともに、セットバックによる道路拡幅を実効性のあるものとするため、事業に取り組む市町の拡大に努めており、令和５年度は13市町が取り組んでいます。 事業拡大への取組として、事業未実施の市町も含めた「狭あい道路整備事業関係担当者会議」を平成21年度から毎年開催しており、今年度も同会議を開催し、県内での事例紹介や国の事業の周知を行いました。 更に、予算拡充のための取組として、令和元年度以降、整備計画の見直しや国土強靱化計画への位置づけの変更等を事業主体の市町に働きかけており、令和５年度は、市町の要望額どおりの国費が交付され、より計画的な事業の執行が可能となりました。 なお、後退用地に関する統一的な制度、基準の策定につきましては、狭あい道路を取り巻く状況が、各市町や地域によって様々であるため、一律的な基準等を設けるのではなく、各市町において、道路状況や地域の実情に合わせた整備を行っていくことが適切と考えます。

	今後も、適切な建築指導を行うことで、快適で安全・安心な住環境の確保に努めるとともに、当該事業に対する予算確保と事業拡大に向けた取組を継続していきます。

令和５年度　自民党友好団体等の要望聴き取り会　要望事項への回答

団体名：三重県土地家屋調査士政治連盟　　（担当部局：県土整備部）

要望事項	回答
４．継続要望として以下のとおり要望します。 ⅱ、未登記道路解消のための取組みについて 過年度未登記道路の解消につきましては、引続き予算化を含めた取組み、よろしくお願いいたします。 また、前記狭あい道路解消事業の他にも、境界確認立会時に新たに未登記道路が判明する場合があります。その際には、過年度のみならず現年度での予算執行が可能となりますよう、分筆費用の全額とはいわないまでも、一部でも行政で助成いただけないか予算化を強く要望いたします。	過年度未登記の解消については、平成14年度から積極的な処理に努めているものの、これらは発生から長期間経過していることもあり、処理困難な案件が多いため、三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の協力をいただきながら、順次対応しているところです。 また、境界立会時に新たに未登記が判明した場合も、処理困難な案件が少なくありませんが、現況道路になっている土地について寄付承諾を得られた場合は、過年度・現年度に関わらず三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の協力もいただきながら可能な範囲で登記費用の一部を負担していきます。 今後も、厳しい財政状況のもと、限られた予算の範囲内ではありますが、未登記道路の解消に取り組んでいきますので、引き続きご協力をお願いします。

令和５年度　自民党友好団体等の要望聴き取り会　要望事項への回答

団体名：三重県土地家屋調査士政治連盟　　（担当部局：防災対策部）

要望事項	回答
５．災害発生時における応援協力に関する協定の活用について、当会も参加させていただきたく要望します。 ここ数年梅雨末期の豪雨災害が各地で発生しています。今年も九州北部特に熊本県、東北北部の秋田県で豪雨災害が発生しました。幸いにも三重県では大きな災害はありませんでしたが、いつ発生するかもしれません。また、近未来に発生の可能性が高い東南海・南海トラフ大地震への備えも必要です。例年被災者生活再建支援制度及び住宅の被害認定業務に係る説明会に参加させていただいていますが、実際の災害発生時に活動経験がありません。三重県からの要請がないと活動できないため、各市町から三重県に対し、応援要請があった際には、当会も参加させていただきたく要望いたします。	貴団体と本県は、平成24年８月に「災害発生時における応援協力に関する協定」を締結しており、県を通じ、住家の被害認定調査等に関して市町から応援要請があれば、貴団体に協力を行っていただくこととなっています。 平成29年台風第21号で大きな被害が発生した際、伊勢市や玉城町では、被災した市町の職員とその近隣市町や県からの応援職員が、住家被害認定調査を実施しましたが、市町からさらなる派遣要請がなかったため、貴団体に協力を依頼するには至りませんでした。 今後、県内で災害が発生し、市町から応援要請があった場合には、被害認定調査等について貴団体の協力が得られるよう、必要な調整を行います。 大規模災害の発生に備え、活動経験を積んでいただくことは重要であると認識しており、引き続き、市町に対し、被災者生活再建支援制度等に係る説明会等において、協定の活用を促していきます。